様式第17号（第15条関係）

第　　号

　　　　　　　　年　　月　　日

丸亀市長

　　　　　　　　　　様

災害援護資金償還免除不承認通知書

　　　　年　　月　　日申出のあった災害援護資金の償還免除については、次の理由で不承認となりましたので通知します。

（不承認の理由）

なお、申請日現在の状況で今後償還を必要とする額は次のとおりとなっており、償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年５パーセントの率で違約金が更に加算されます。

元金　　　　　　　　円

利子　　　　　　　　円

違約金　　　　　　　　円

合計　　　　　　　　円

|  |
| --- |
| 　　この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に丸亀市長に対し審査請求をすることができます。　　この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、丸亀市を被告として（訴訟において丸亀市を代表する者は丸亀市長となります。）提起することができます。 |